

議案第51号

静岡市健康福祉審議会条例の一部改正について

静岡市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例

静岡市健康福祉審議会条例（平成19年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに」を削り、「処理する」を「処理し、並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第23条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する」に改める。

第7条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の地域福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、成年後見制度利用促進法第23条第2項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を専門的に調査審議する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。